

# 調剤についての論点

## 【論点】

### 【かかりつけ薬剤師・薬局】

- かかりつけ薬剤師指導料を算定する薬剤師が実施する業務に関して、併算定できない加算に相当する業務を行っていることを評価することについてどのように考えるか。
- 薬剤師の働き方の観点から、薬局・薬剤師における夜間・休日対応に関して、地域において継続的に夜間・休日対応が可能となるよう、周囲の薬局との連携を行いつつ対応することについてどのように考えるか。
- 上記の夜間・休日対応も含め、薬局の機能や役割等に関する情報を、自治体や地域の薬剤師会などの組織を通じて、地域の医療・介護関係者等に周知していくことについてどのように考えるか。
- 調剤後のフォローアップにより患者の状況等を把握する方法に関して、患者・医療機関からのニーズも踏まえ、現在評価されている疾患の拡充や、現在規定されている薬剤の範囲を広げること等、フォローアップの業務を推進する観点からこれらの評価を行うことについてどのように考えるか。
- 服薬情報等提供料に関して、保険医療機関と保険薬局との連携を強化し、より質の高い医療を提供する観点から、服薬情報等提供料の内容や算定状況を踏まえ、現行の算定要件についてどのように考えるか。
- 医療・介護の関係者間の連携を進める観点から、薬局が介護支援専門員など介護関係者に対して薬学的管理に関する情報提供を評価することについてどのように考えるか。

### 【重複投薬、ポリファーマシー及び残薬等への対応(調剤料の見直しに伴う評価のあり方)】

- 対物中心の業務から対人中心の業務への転換を進める観点から、前回の改定内容を踏まえ、薬剤調製料、調剤管理料及びその加算料、調製業務等に応じた評価のあり方についてどのように考えるか。
- このうち、重複投薬、ポリファーマシーの解消を推進する観点から、調剤管理加算について、当該加算を算定している薬局や患者に対する取組状況を踏まえ、どのように考えるか。

### 【医療用麻薬の供給体制】

- 薬局において、在宅医療の場面も含む地域の多様なニーズに対応するために、通常の医薬品と異なり管理や手続等が負担となる医療用麻薬を提供できる体制の確保を評価することについてどのように考えるか。
- 医療用麻薬の無菌調製に関して、無菌環境の下での調製にもかかわらず、希釈しないで行う場合は調製業務が評価されていないことについてどのように考えるか。